

子ども食堂立ち上げ支援事業補助金

～子ども食堂のスタートアップを支援します～

概要

子ども食堂を開始する際の初期費用を補助します

補助対象者

県内で子ども食堂を開設した又は開設しようとしている団体

※他にも条件がありますので詳しくは交付要綱をご覧ください。

補助対象事業

補助金の交付対象となる事業は、次に定める要件を全て満たす事業とします

- (1) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に県内（仙台市を除く）で新たに子ども食堂を開設するものであること
- (2) 原則、月1回以上開催し、1年以上は継続して事業を実施する見込みがあること
- (3) 「子ども食堂等福祉目的の食事提供事業開始届」により施設の所在地を管轄する保健所（支所）に届け出ること

補助対象経費

- ① 賃借料又は会場使用料
- ② 食材購入費
- ③ 備品購入費
- ④ 消耗品費
- ⑤ 印刷製本費
- ⑥ 検査費
- ⑦ 交通費
- ⑧ 保険料
- ⑨ 郵便代等

補助率

補助対象経費の2分の1
(上限30万円)

申請書類

- ① 交付申請書（別記様式第1号）
- ② 事業計画書（別記様式第1号-1）
- ③ 収支予算書（別記様式第1号-2）
- ④ 団体の規約又は趣旨書等
- ⑤ 役員名簿
- ⑥ 「子ども食堂等福祉目的の食事提供事業開始届」の写し又は営業許可証の写し
- ⑦ 暴力団排除に関する誓約書

※様式については県子育て社会推進課ホームページからダウンロードできます。

応募方法

申請書類に必要事項を記入のうえ、宮城県保健福祉部子育て社会推進課企画推進班へご持参いただくか、郵送してください。

申請受付期間

令和4年7月29日（金）～令和5年2月13日（月）

※予算の上限に達した時点で終了となります

※本事業に関する詳細等については、別途交付要綱で規定しておりますので、そちらをご覧ください。

